

ルールからの逸脱

—権力行為論(4)—

佐藤 裕

富山大学人文学部紀要第58号抜刷

2013年2月

ルールからの逸脱

—権力行為論(4)—

佐藤 裕

はじめに

本論文は権力行為論¹⁾における〈ルール〉²⁾についての考察である。

権力行為論においては、〈ルール〉が人を拘束すると考えるのではなく、人が〈ルール〉を参照して人を拘束すると考える。また、〈ルール〉それ自体が何らかの形で「存在」しているわけではなく、ルール言説または社会的カテゴリーの参照によって示されるのである。

前論文では、〈ルール〉の参照がどのようにコントロールされるのかを、参照可能性という概念に基づいて考察した。私たちは、様々な「ルールを意識させる仕組み」に取り囲まれており、それらによって〈ルール〉を参照するように仕向けられている、と考えることができる。

しかし、それらの仕組みが存在していてもなお、〈ルール〉が参照されないことはあり得るし、〈ルール〉に反した行為も生じる。

「ルールが存在していてもなおルールに反した行為が生じるのはなぜか」という問いに対しては、すでに前論文が答えの一部を提供していると思うが、もちろんそれだけですべてが説明できるわけではない。また、〈ルール〉に反した行為は〈ルール〉それ自体に様々な影響を与えうることも、十分に想定できるだろう。

本論では、〈ルール〉に反した行為が行われること——「〈ルール〉からの逸脱」と呼ぶことにする——をテーマとし、それがどのようにして生じるのか、またどのような影響を与えるのかについて考察してゆきたい。

1. 〈ルール〉から逸脱すること

まず最初に、「〈ルール〉からの逸脱」の定義を試みよう。

宝月は、逸脱の定義をめぐる立場を以下の3つに整理している(宝月,1990:307)。

第一は「何が逸脱かを観察者の主観的観点から定義する立場」、第二は「観察者が何らかの外的な基準を用いて、当事者たちの意識とは無関係に逸脱を定義する立場」、そして第三が「社会生活を営む当事者の立場に立って、彼らの視点から何が逸脱とみなされているのかを把握し

ようとする立場」である。

宝月はこのうち第三の立場が著しく台頭していると考えており、私もまたこの立場——当事者主義——に立つべきだろうと考える。とりわけ、当事者が逸脱を定義する活動（レイベリングなど）に依拠する考え方を、宝月はもっとも純粋な当事者主義だとしている。

しかし、私たちは具体的な逸脱の定義活動がなくても、これは逸脱行為であるという認識を共有することがあり得る。ある行為がなされた瞬間に、周囲の者（場合によっては本人も含めて）が「これはルールに反する行為だ」という認識を共有することは十分に考えられるのではないか。

では、そのような状況が生じる条件は何だろうか。私はこれまでの議論でその条件を提示できていると考えている。つまり「<ルール>の参照可能性」という概念である。

<ルール>の参照可能性が高ければ、ある行為がその<ルール>に反するものであるという認識が共有される可能性も高くなる。例えば、学校の授業中に、授業とは関係のないことを大声で話した学生がいれば、その瞬間に（誰が指摘しなくても）その行動が逸脱行動であるという認識が共有される可能性は高いだろう。これは、教室という空間（であることが分かる作りになっている）、誰もが教員であると知っている人物が互いに学生であると分かる人たちに向かって話しているという状況、チャイムや号令などですでに授業が開始されている時間帯である、といった様々な仕組みによって、<ルール>の参照可能性が増大しているからだと説明できる。

このように、<ルール>の参照可能性という概念は、それ自身が数値化可能な実体を持った概念ではなく、様々な仕組みと「ルール違反である」という認識が共有される可能性の結びつきを説明するための概念であると理解してほしい。

<ルール>の参照可能性が高くても、実際には<ルール>違反であるという認識は共有されないかもしれない。何割かの人々が「ルール違反だ」と感じつつも、他の人はそうは感じていないように見えるので口に出せないでいる、といった状況である。そういった状況で誰かが「これはルール違反である」と指摘すれば、他の人たちも認識を共有するかもしれない。そのようになる可能性もまた、<ルール>の参照可能性に依存している。すなわち、レイベリングなどの定義活動が行われる可能性もまた、<ルール>の参照可能性という概念で説明できるのだ³⁾。

以上のことから、本論では<ルール>からの逸脱を、「<ルール>の参照可能性が十分高い状況の中で、<ルール>が強制する行為を行わないこと。もしくは<ルール>が禁止する行為を行うこと」と定義したい。

この定義は、「十分高い」という曖昧な表現を用いていることから分かるように、特定の行為が「逸脱」であるか否かを判定するためのものではないし、そのような性能も持たない。

重要なことは、〈ルール〉からの逸脱という社会現象（認識の共有化）が、〈ルール〉の参照可能性（に関わる様々な仕組み）に依存している、ということである。始業のチャイムが鳴って今は授業中であるということが分かっているはずなのにそれにふさわしくない行為をする、セクハラで懲戒処分を受けたといったニュースが新聞にも時々掲載されている時代なのにセクハラをする、つまり「禁止されているのにそれをしてしまう」ではなく、「禁止されていると分かっているのに」でもなく、「禁止されていると分かっているはずなのに（そう信じる根拠があるのに）それをしてしまう」といったことが逸脱なのだ。

〈ルール〉の参照可能性は、〈ルール〉に反していると認識される可能性と関わっているがゆえに逸脱の定義の構成要素となる。そうであるなら、よりシンプルに、「(多くの人が) ルール違反だと認識することが逸脱である」といった定義でもよいのではないか。このような疑問もあるかもしれない。

しかし、このような定義では、逸脱はあくまでも認識の問題、あるいは価値づけの問題となり、それゆえに「どうして（どのようにして）逸脱が生じるのか」という問いを立てることができなくなる。

特定の価値基準を絶対視したりルールの存在を自明視したりすることなく、「どうして逸脱が生じるのか」という問いを立てるには、〈ルール〉の参照可能性という基準に基づいた定義を採用することが最も適切ではないだろうか。

本論では、この定義に依拠しながら〈ルール〉からの逸脱が生じるプロセスや逸脱による影響などについて考察していくが、「〈ルール〉からの逸脱」という表現は煩雑なので、これ以降は「逸脱」とだけ表記したい。特に断りがない限りはそれが「〈ルール〉からの逸脱」を意味するものと受け止めてほしい。

2. 逸脱はどうして起こるのか

逸脱はどうして起こるのか、この問いはもう少し厳密にする必要がある。

私がここで問いたいのは、逸脱の原因ではない。動機だとか社会構造などは特定の逸脱行為（例えば犯罪とか）の「原因」として想定できるかもしれないが、逸脱一般の「原因」を見出すことはできないだろう。犯罪ももちろん逸脱の例として妥当ではあるが、古い慣習を破って新しい試みをすることも（上記の定義に合致すれば）逸脱なのだ。

逸脱一般について考えるならば、ルールがあるのになぜそれに反する行為をする人がいるのか、という問いこそがより根本的な問いであろう。上記の定義に基づいて言い改めるならば、〈ルール〉の参照可能性が高いにもかかわらず、それに反する行為がなぜ生じるのか、ということになる。

万引きはいけないことだ、あるいは万引きは犯罪だという言説が、耳に入り、目にし、記憶に残るような環境であれば、その言説を何らかの方法で「乗り越える」ことなくしては、万引きをすることができない。支配階級には逆らうな、と言い聞かされている状況の中でその支配に抵抗する行動をしようと思うなら、逆らうなという言説を「乗り越え」なくてはならない。このような「乗り越える」方法こそが、ここで明らかにしたいことなのだ。

1) 〈ルール〉を参照していない⁴⁾

まず最初に、行為者が〈ルール〉を参照していないという可能性に言及しておく必要があるだろう。

参照可能性が高いといっても、それはあくまでも可能性なので、参照が行われないことは当然起こりうる。そして、〈ルール〉は参照されなければ拘束力を持つこともないのだ。具体的には〈ルール〉を忘れていた、調べることを怠った、ルール言説を理解できなかった、といったことである。

この場合、行為者はその行為が〈ルール〉に反するものだと認識していないわけだが(従って上記の「乗り越え」は必要ではない)、参照可能性が高ければそれを見た人はルール違反であると認識するだろう。また、行為者本人も事後的にルール違反だったと認識するかもしれない。それゆえ、このようなものも逸脱として取り扱う必要がある。

〈ルール〉の参照可能性には「構造的な」差異が生じることも考えられる。教育経験の違い、使用言語の違い、メディア接触の違い、あるいは職業カテゴリーに結び付けられた知識のルールの違いなどが、〈ルール〉の(個人的な)参照可能性に影響を与える可能性はあるだろう。それゆえ、〈ルール〉を参照していないことによる逸脱は、「構造的に」生じるかもしれない。

しかし、それだけのことで何らかの「社会構造」(例えば社会階層とか)と逸脱行動を短絡的に結び付けてはならない。〈ルール〉を参照していないことは逸脱が生じる仕組みのひとつにすぎないし、教育経験もルールの参照可能性を増大させる仕組みのひとつにすぎない。さらに、教育経験を職業や収入などと組み合わせると社会階層という概念を構成するといったことが妥当であるかどうかも十分に検討されるべきだろう。

2) 不可抗力

〈ルール〉を参照していながら、行為者の意思に関わらずそれに反してしまった、ということも考えられるだろう。電車が事故で遅れたので遅刻したとか、能力不足によって与えられた課題を達成できなかったとか、様々な状況が想定できる。

ただし、本人が「しかたがなかった」と思っている、実際には次に説明する「〈対抗ルール〉の参照」にあたると思った方が良くもあるだろう。例えば「お金がなかったので支払えなかった」といっても、実際には他のもっと重要だと思うことにお金を使ったのかもしれないし、車を運転しているときに歩行者を避けようとして反対車線にはみ出し、対向車にぶつかったのなら、「反対車線にはみ出してはならない」という〈ルール〉よりも「歩行者を轢いてはならない」という〈対抗ルール〉を優先したのだ。

ここでは、行為者の意志が全く関与しないで逸脱が生じる可能性もある、ということが確認できればよい。

3) 〈対抗ルール〉の参照

同じ行為に関わって複数の〈ルール〉が参照可能であり、なおかつそれらが互いに矛盾する場合（ひとつの〈ルール〉が強制し別の〈ルール〉が禁止する場合など）は、少なくともひとつの〈ルール〉に対して逸脱する行動を取らざるをえなくなる。

マートンは、文化的目標と制度的手段の不均衡によってアノミーが生じると説明したが（Merton,1957）、文化的目標も制度的手段（の制約）も、複数の〈ルール〉が組み合わさったものだと考えることができ、〈ルール〉間の矛盾による逸脱として一般化できるだろう。

ただし、権力行為論において、〈ルール〉はあくまでも参照されるものだということを忘れてはならない。複数の〈ルール〉が矛盾しているという「事実」があるのではない。ある〈ルール〉が参照されるとき、同時に別の〈ルール〉が参照され、その〈ルール〉を理由にしてみとの〈ルール〉に反する行為がなされる場合がある、ということなのだ。このとき〈ルール〉に反する行為の理由とした別の〈ルール〉を〈対抗ルール〉と呼びたい。

〈対抗ルール〉の参照可能性が高いことを、逸脱の「原因」であるとは考えない。なぜなら〈対抗ルール〉も〈ルール〉一般と同じく、拘束性を持つという側面と恣意的に利用されるという側面の両面を持つからだ。

仕事と家庭のどちらを優先するかを真剣に悩み、やむなく本来すべきだった職務を放棄する、ということもあるだろうし、本当はやりたくなかった仕事を家庭の事情を理由にして断る、ということもあるだろう。

重要なことは、〈対抗ルール〉の参照によって、〈ルール〉が禁止している行為をすることができたり、強制されている行為をしないで済ますことができる、つまり〈ルール〉が「乗り越えられる」ということだ。

4) 〈ルール〉の否定

〈ルール〉は「A（社会的カテゴリー）であればB（行為）しなくてはならない／してはならない」という形式を持ち、「Bすれば／しなければAではない」と変換することもできる。煩雑なので以下禁止の〈ルール〉（してはならない）で説明する。もちろん強制の〈ルール〉も同様である。

この〈ルール〉を否定するには、「AであってもBしてもよい」または「BをしてもAである」ということを示せばよい。これらを〈反ルール〉と呼びたい。〈反ルール〉は禁止に対して許可、強制に対して免除という意味を持つ。

〈反ルール〉も〈ルール〉と同じくなんらかのルール言説の参照によって示される。許可や免除という形をとるルール言説も考えられるが⁹⁾、重要なのは「BをしてもAである」ことを示す事例（物語）である。

禁止されている行為をしてもその行為と結びつけられた社会的カテゴリーに留まっている事例、もしくは強制されている行為をせずにとどまっている事例を、〈ルール〉の反証事例と呼ぼう。このような反証事例から〈反ルール〉が参照され、〈ルール〉が否定されるのである。

「規則を破っているのに何のお咎めも受けていない人がいる」「駐車禁止の表示があるけど駐車している車があるじゃないか」あるいは「古い慣習を破っても独創的な業績を上げて賞賛されている人がいる」。こういった事例を参照することによって〈ルール〉が否定されるのだ。

反証事例が特に重要なのは、それがポジティブフィードバックを構成するからである。ルールを破る人が一人現れるとそれを見てルールを破る人が次々出てくる、そういったことは珍しいくない。これは逸脱行為そのものが反証事例として参照されて〈ルール〉が否定され、そのことが次の逸脱行為を生み出すからだ。しかし、逸脱行為は必ず反証事例として参照されるわけではない。どのような場合に反証事例として参照されるのか、その条件を理解しておかなくてはならない。

反証事例は（禁止の〈ルール〉の場合）「BをしてもAである」と解釈される事例である。このうち「Bをしても」の部分は逸脱行為によって明らかであるが、「Aである」という部分は必ずしも明確ではない。「(逸脱行為をしても依然として) Aである」とみなされれば反証事例として参照可能であるが、そうでなくては反証事例にはならない。

例えば赤信号を無視して横断歩道を渡っていった人がいたとしよう。それを見ていた人が「非常識な人だ」と眉をひそめたならその行為は反証事例としては参照されず、常識人の〈ルール〉は否定されない。しかし、「取り立て特徴のない普通の人々が当たり前のように信号を無視している」と見なしたならば、それは反証事例として参照されるかもしれない。

すなわち、逸脱行為をした人をどのような社会的カテゴリーに属するとみなすのかが、反証事例として参照されるかどうかを決定づけているのである。

5) 社会的カテゴリーからの離脱

〈ルール〉には適用範囲がある。「AであればBしてはならない」という〈ルール〉であれば、Aという社会的カテゴリーがこの〈ルール〉の適用範囲だ。

そうであるなら、この適用範囲（Aというカテゴリー）から離脱することによって〈ルール〉の適用を逃れることができることになる。

例えばある組織の規則はその組織から離脱すれば適用されなくなる。退学してしまえば学生としてのルールは無視してよい。ただ、これは当たり前のことであって、(ルール違反としての)逸脱だとは言えないだろう。

しかし、もっと曖昧な社会的カテゴリーではどうだろうか。

たとえば普段からエキセントリックな振る舞いや見た目をしていて、「変な人」「非常識な人」だと思われていれば、周囲の人は常識的な行動をあまり要求しなくなるかもしれないし、本人もある程度の常識的ルールならやすやすと乗り越えてしまうかもしれない。また、「俺はどうせ不良社員だから」などと開き直って、社内の（慣習的）ルールを無視する人がいるかもしれない。あるいは、自分は「よそのもの」として自己呈示して地域的な慣習を拒否することも考えられる。

これらのことは、何らかのアウトサイダー的ポジションをとることによって〈ルール〉が乗り越えられることを示唆しているが、それだけではなくより重大な問題と関わっている。

「非常識な人」と認識されれば常識を要求されなくなるかもしれない、ということを書いたが、では「非常識な人」という認識はどうして形成されるのかということ、常識に反する行動をしたからだろう。だとするならば、ここには〈ルール〉の否定で見たのとはまた違った形の、一種のポジティブフィードバックの仕組みを見ることができる。

常識に反する行動をすると「非常識な人」だと認識される。「非常識な人」だと認識されればその人は常識を要求されにくくなる。その結果その人の非常識な行動は増える。そして、「非常識な人」という認識はますます強固なものになる。

このようなことも起こり得るのだということを意識しつつ、次の考察に移りたいと思う。

3. 逸脱は何をもたらすのか

逸脱が生じるとそのことによって何が起こるのだろうか。さまざまなことが考え得るが、本論は権力行為論の一部であるので、権力行為の主要な仕組みである〈ルール〉にどのような影響をもたらすのかという観点を中心に考えてみたい。

まず、逸脱は排除をもたらす。

「A（社会的カテゴリー）であればB（行為）してはならない」という〈ルール〉は、「Bする者はAではない」ということでもあるので、この〈ルール〉が参照されているときにBという行為をしてしまえば、Aではなくなってしまう。つまり論理的な帰結として排除が起こる。

たとえば、「良い子はこんなことはしない、こういうことをするのは悪い子だ」と言い聞かされている子どもが、不注意ではいけないことをしてしまえば、「自分は悪い子になってしまった」と思い込んでも不思議はない。これは素直な反応だろう。様々な言い逃れの方法を心得ている大人の場合は簡単に同じようなことにはならないだろうが、それでも心の中までも拘束する宗教的ルールの場合や非常に強いアイデンティティと結びついた社会的カテゴリーの場合は同様のことが起こるかもしれない。

一方逸脱を認識した周囲の者も、その人をもはやAではないと認識し、そのように扱わざるを得なくなる。そうしなければ〈ルール〉を否定することになってしまうからだ。

排除が〈ルール〉に与える影響としてもっとも重要なのは、排除された者に対しては権力行為を行うことができなくなる、ということだ。

ルールを守らなかったがゆえに「不良」と呼ばれたわけだから、その「不良」に同じルールを守らせることができないのは当然のことである。

注意してほしいのは、排除が逸脱をもたらすわけではない、ということである。排除が完全に行われたとすれば、排除された者は〈ルール〉の適用範囲外なのだから逸脱ではない。排除が不完全な形で、すなわちまだ〈ルール〉の適用範囲内にいるという解釈を許す形でなされたならば、逸脱（と解釈される行為）を行う可能性はあるが、排除が逸脱を促進するという効果は考えられない。ただ、前項で説明した「社会的カテゴリーからの離脱」という方法によって、〈ルール〉が乗り越えやすくなる、ということにすぎない。

すでに見たように逸脱は偶発的にも起こり得るものなので、もし逸脱が常に排除をもたらす

ならば、〈ルール〉の適用範囲内にある人の数はどんどん減少し、〈ルール〉自体の効力は失われていくだろう。

もちろん、実際には排除が必ず生じているわけではない。

その理由は、まず第一に、逸脱であっても排除はしないという、〈ルール〉の適用除外が行われていることにある。例えば前項2番目の不可抗力による逸脱は、不可抗力であるという共通認識が得られれば免責され、排除はされないだろう。〈ルール〉を参照していないことによる逸脱や〈対抗ルール〉の参照による逸脱も、場合によっては免責される可能性がある。これについては次節でより詳しく論じたい。

もう一つの理由は、排除が実際には行われにくい状況があるということだ。

社会的カテゴリーが制度的に定義されている場合など、容易に変更できないような社会的カテゴリーの場合、逸脱によって直ちに排除が起こることはない。例えば、学生が課せられた規則に反しても直ちに学生というカテゴリーから排除されることはない。深刻な規則違反の場合には退学処分（排除）もあり得るが、そのためには制度的な手続きが必要だ。

また、社会的カテゴリーのメンバー同士が相互行為を十分に持たない場合も共通認識としての排除は行われにくい。例えば車を運転していて、他の車が信号無視をするのを見かけたとしても、私はその車のドライバーに対してせいぜいクラクションを鳴らす程度のことしかできず、それに対して相手がどう反応したかもわからない。

逸脱行為があったことは明白なのに逸脱者が特定できない状況についても考えておく必要がある。いうまでもなくこれは犯罪の場合に典型的に生じる。被害があったことから犯罪が行われのは事実であるが犯人はまだ特定されていない。つまり「一般人」の中に「犯罪者」が紛れ込んでいる、あるいはその犯人は依然として「一般人」として生きている。

このように、排除が起こらない可能性は十分にあるのだが、では排除が起こらないとどうなるのか。

排除が起こらないということは、逸脱行為をしたにもかかわらず当該カテゴリーにとどまっているということであるから、その「事実」は反証事例となり〈反ルール〉が参照される。そしてそのことから逸脱の連鎖が起こる可能性があるということだ。

注意していただきたいのは、反証事例が「ある」から逸脱が連鎖するのではなく、それが反証事例として参照されるから逸脱が連鎖するということだ。極端な例をあげると、もし逸脱が生じてそれが誰にも知られることがなければ〈反ルール〉は参照されないし、反証事例が知られていてもそれが〈反ルール〉として参照されなければ逸脱は連鎖しない。

先に説明したように、逸脱者が特定されていない状況でも、「犯人が一般人としてのうのう

と生きている」といったストーリーが参照されれば、〈反ルール〉となりえる。

排除をすればその者に対する拘束力は失われ、排除をしなれば〈反ルール〉の参照によって逸脱の連鎖が生じる可能性をもたらす。いずれにせよ、〈ルール〉の拘束力は失われていくことになるのだ。

それゆえ、〈ルール〉を維持するためには何らかの対応が必要であるし、現に〈ルール〉が維持されているなら何らかの対応がなされているはずである。次節ではそのような対応について考えてみたい。

4. ルールを維持する方法

1) 〈ルール〉の適用除外

すでに述べたように、逸脱行為があっても排除を行わずに〈ルール〉を維持するという方法が考えられる。

逸脱行為があっても排除を行わないことの正当化は〈ルール〉をより細かく解釈したり新たな解釈を付け加えることによってなされる。

例えば第2節の2) により不可抗力によって逸脱行為をしたのであれば、「不可抗力であればルール違反とはみなさない」という項目を付け加え、もとの〈ルール〉を「Aであるなら自らの意思によってBしてはならない」というように解釈する、ないしは書き換えるわけである。このような書き換えによって、逸脱は逸脱ではなくなり、排除の必要もなくなる。

もしこのように書き換えられた〈ルール〉が十分に参照可能な状況であれば、そもそも不可抗力による行為は逸脱ではないはずだ（〈ルール〉に反してはいない）。そうであるならそもそもこのようなものを含んでいることを想定して逸脱を定義する必要はないし、逸脱の仕組みとして不可抗力であることをあげる必要もないはずだ。また〈ルール〉を維持する方法としてこのようなものを議論する必要もない。

にもかかわらず、ここで〈ルール〉の適用除外を取り上げているのは、不可抗力であったかどうかといったことが必ずしも可視的ではないためである。

不可抗力であったことが可視的でなければ、まず逸脱行為があったと認識され、その後不可抗力のためだということが認定されれば免責される、という経過をたどる。そのため、この「認定」という手続きを明らかにしたいのである。

〈ルール〉の適用除外は、第2節の1)～3)のいずれによる逸脱であっても起こりえる

だろう。1) の〈ルール〉を参照していないことが免責の理由になるかどうかは、参照可能性の程度（「知っていたはず、分かっていたはず」と言えるかどうか）や知識のルール（「知っていないてはならない、知らないでは済まされない」と言えるかどうか）に依存していると考えられるが、機械的に判断できるものではないだろう。3) の〈対抗ルール〉の場合は、多種多様な〈対抗ルール〉が想定できるため、免責できるかどうかの判断はさらに難しくなるだろう。

しかし、ここで議論しているのは〈ルール〉を維持するための方法である。そのために重要なことは〈反ルール〉の参照可能性を減少させるということだ⁶⁾。それゆえ、逸脱だと見えた行為が実は逸脱には当たらないのだという認識を「共有させる」ことができるかどうか、成否の鍵を握っている。さまざまな価値観に照らして正当化できるかどうかは、そのような認識が共有できる可能性に影響を与えるために意味を持つに過ぎない。

例えば授業に遅刻をするという「逸脱」への（教員の）対応について考えてみよう。

一般的な対応のひとつに「注意をする」というやり方があるが、これがここで言う〈ルール〉の適応除外に該当する。「注意をする」というのは、「あなたは忘れていたのかもしれないけど、遅刻をしてはいけないというルールがあるのだ。だからあなたはルール違反をしている」という意味合いを持った指摘である。この前半部分「忘れていたのかもしれないけど」を意識せずに「注意」をする人もいるかもしれないが、実はここが重要なのだ。

「注意」は、ルール違反を指摘しながらも特に処罰などを行わないため、本来なら〈反ルール〉の参照可能性を増大させてしまう。そうならないようにするための仕掛けが「忘れていたのかもしれないけど」である。つまり、ルールを参照していないために起ったのだと意味づけで免責するのである。

「注意」が免責であることは、「注意」を何度も繰り返すことができないことから理解できるだろう。1回目の「注意」で〈ルール〉の参照可能性は高められているのだから、2回目は「忘れていたのかもしれないけど」という免責は行いにくい。もし強引に免責すれば、それを見ていた者は逸脱が見過ごされていると感じ、〈反ルール〉として参照されてしまう可能性が高くなるだろう。

また、参照の〈ルール〉の参照可能性が十分に高い場合（簡単に言えば遅刻してはいけないというルールを知っていなければならなかった場合）も、「注意」という方法は使いにくい。

この他に、「言い訳をさせる」という方法もあり得るだろう。「理由を問い詰める」ではないことに注意してほしい。この方法の目的は、〈対抗ルール〉の参照によって逸脱が生じたとい

う解釈を採用し、(可能ならば)〈対抗ルール〉の優位性を認めて「仕方がなかったのだ」と免責する、ということにある。

〈ルール〉の適用除外は〈反ルール〉を参照させないために取られる方法であるから、〈反ルール〉を参照する可能性のある人々すべてが適用除外を納得できるようにしなくてはならない。言い訳の場合なら、みんなの前で言い訳をするか、教員一人が言い訳を聞いたとしても、それを妥当だと認めたという教員の判断が伝えられなくてはならないだろう。

2) 排除

〈ルール〉の適用除外で対応できないような逸脱が生じた場合には、逸脱者を排除しなくてはならない。そうしなければ逸脱は〈反ルール〉として参照されてしまう。

先の遅刻の例ならば、何度も「注意」を行って、それでも遅刻をするようならこちらの対応が必要になるだろう。

前節で説明したように、排除は自動的に生じることもあるが、そうでない場合は誰かが意識的な活動をしなくてはならない。

排除の正確な意味は、「AであるならBしてはならない」という〈ルール〉が参照されているとき、Bした者を、もはやAではないと定義することである。この条件さえ満たしていれば、具体的な方法は様々なものが考えられる。

Aというカテゴリーが制度的に定義されているなら、Aではないという定義はきわめて明瞭だ。解雇、免職、更迭、退学、資格の剥奪などがこれにあたるし、停職、停学なども一時的な排除である。

生活空間、活動空間を分離することで「Aではない」と示すこともできる。隔離する、移動させるといった方法や、自宅謹慎などもこれにあたるだろう。

また、逸脱者を何らかの方法で可視化することも排除のひとつの方法だ。規則に違反した者の名前など公表することや、逸脱者にそれと分ける名前を付ける(レイベリング)ことなどが考えられるだろう。

先の遅刻の例であれば、授業を受けさせない(退出させる)といった対応や、遅刻をした者は授業の後教室に残るように指示する(拘束する)、あるいは今時ありえないだろうが、「遅刻をした者は立ったまま授業を受ける」というのも逸脱者の可視化として理解できるだろう。

これらは、通常「処罰」と考えられていることではあるが、重要なのは逸脱者が不利益や苦

痛を受けることではない。目に見える形での「排除」こそが〈反ルール〉の参照を抑制するのである。

3) 赦し

排除が的確になされれば、とりあえず〈反ルール〉の参照可能性は減少させることができる。しかし、排除そのものによって生じる問題はむしろ大きくなってしまふ。

例えば企業において、逸脱行動に対してこれまでの2つ（〈ルール〉の適用除外と排除）だけで対応するなら、最も確実な方法は免責できない逸脱行動を行った者を片っ端からクビにすることだ。そうすれば（残った者については）〈ルール〉がかなり確実に守られるようになるだろうが、組織は維持できなくなってしまう。

また、逸脱者を可視化する方法であれば、逸脱者はもはや〈ルール〉を守る必要のないのだから、ただ単に〈ルール〉を守らないものを増やしていくことにしかならない。

そのため、いったん排除した者を何らかの方法で元の社会的カテゴリーに復帰させる仕組みが必要になってくる。

しかし、ただ単に復帰させるだけでは、再び〈反ルール〉が参照参照される可能性をもたらしてしまう。そのため、元の社会的カテゴリーのメンバーが復帰を受け入れるための何らかの論理が必要だ。

例えば、「十分に反省した」というのもその候補になるだろうし、「相応の報いを受けた」、「人格が矯正された」でもよい。現代ではありえないだろうが「憑きものが落ちた」でも受け入れる人々が納得しさえすれば問題ない。

このように、いったん排除した者を何らかの論理で再び復帰させることを、「赦し」と呼びたい。

不利益や苦痛は排除にとって必要な条件ではなく、「相応の報い」として）赦しのための仕組みなのである。

ここで議論したいのは、「どうすれば罪は赦されるのか」といった倫理的な問いではない。あくまでも社会的な仕組みあるいは方法として、どうすれば「赦し」が成立するのかが、ここで問いたいことである。

「赦し」が成立するために重要なことは、まず第一に排除から復帰した者が〈反ルール〉として参照されないようにすることである。「あれだけの罪を犯した人が、たいした罰も受けず

にこれまでと変わりなく生活してるじゃないか」と受け止められるようなら、「赦し」が十分に成立したとはいえないだろう。「相応の報いを受けた」ことを「赦し」の条件とするなら、何をもって「相応」であるとみなすかについて、十分に合意がなくてはならない。また、「人格の矯正」を「赦し」の条件とする場合も、何をもって「矯正された」とみなすのかを、その手続きについての評価も含めて合意する必要があるだろう。

一方、排除からの復帰が不完全で、逸脱者として認識され続けば、その者に対する〈ルール〉の拘束力は弱くなる。「前科者」というカテゴリー化が問題なのは、「前科者」というアイデンティティを獲得するからではなく、「普通の人」などと結び付けられた〈ルール〉を参照することが困難になるからだ。すなわち、逸脱者としてのカテゴリー化を払拭する技術も必要になる。

このように、「赦し」には様々な困難性があるが、それでも実際に様々な「赦し」が行われている。簡単なものとしては、反省文や始末書を書かせるのも「赦し」の方法のひとつだし、研修や訓練を義務付けることにも「赦し」としての意味を求められるだろう。そして、恒久的な排除を除く様々なネガティブサンクション（刑罰やペナルティ）にも、「赦し」としての意味を見いだせる。

しかし、最後のネガティブサンクションについては、そこに異なる意味を見出す考え方も有力である。ネガティブサンクションによって、逸脱を抑制することができるという考え方がそうだ。これを「赦し」に対応させて、「脅し」としてのネガティブサンクションと呼ぼう。おそらくは、「脅し」という意味を見出す考え方の方がはるかに有力なのではないだろうか。

このような、ネガティブサンクションについての意味づけの違いは、十分に意識されることなく、刑罰のあり方についての議論などに大きな混乱をもたらしているのではないかと私は考えている。

そこで、次節ではネガティブサンクションの意味づけの違いを整理してみたい。

5. ネガティブサンクションの意味

ネガティブサンクションの意味を考察するにあたり、私が設定したい問いは、ネガティブサンクションによって何をなしうるか、である。

これに対する権力行為論での答えは「赦し」であるが、このほかに「脅し」という答えもあり得るのではないかという疑問から議論を始めたいと思う。

ネガティブサンクションを「脅し」として、何らかの行為を行わせる（もしくは行わせない。煩雑なので以下行わせる方に絞って説明する）ためには、あらかじめネガティブサンクションを行うと宣言しておかなくてはならない。拳銃を突きつけ、「金を出せ。さもなくば撃つぞ」とお決まりのセリフを吐くことも宣言であるし、罰則が明記してある規則も宣言である。

「脅す」側ができるのは、これに加えて「脅し」に信憑性を持たせること、例えば実際に銃を撃って見せるとか、公開の場で刑を執行してみせるといったことだけである。すなわち、「脅し」（宣言）を受け止めたうえでどう判断しどう行動するのは、完全に相手にゆだねられるのだ。金を差し出すかどうかはお前の自由だ。だが金を出さなければ私はあなたを撃つだろう。それを分かったうえでどうするか判断しろ。このように持ちかけるのが「脅し」なのだ。もし、お前は金を出すべきだと主張したいなら、何らかの〈ルール〉を参照しなくてはならない。「命を粗末にするな」とか「命はお金に代えることができない（命のためにはいくらでも支払え）」といった〈ルール〉が考えられるだろうか。

規則についても同様で、規則を守るかどうかは自由だが守らなければ処罰する、というのが「脅し」が相手に伝えるメッセージである。規則を守らなければならない、というのは〈ルール〉の拘束力であって、「脅し」によるものではない。

すなわち、「脅し」とは、ネガティブサンクションを与えるという宣言によって相手の状況判断にひとつの要素を加え、相手の行為を「誘導」する方法である。これは権力行為が「禁止または強制」する方法であることと対照的だ。

「脅し」による誘導は、相手の選択肢が限定されないために、本質的な不確実性を持つ。銃を突き付けられた人は、なんとか銃を奪い取ってやろうと隙をうかがうかもしれないし、助けを呼ぼうとするかもしれない。規則の場合は、犯罪などが典型的だが、見つからないようにしようとするかもしれないし、捕まらないようにしようとするかもしれない。言い換えれば、ネガティブサンクションが（努力によって避け得るかもしれない）「リスク」として認識されるということだ。あるいは罰金などの金銭的なネガティブサンクションは、「コスト」として認識される可能性もある。そして、「リスク」や「コスト」の見積もりは完全に相手に委ねられているのだ。

しかし、一方では「脅し」は権力行為とは異なる（ある種の）メリットも持っている。

まず、「脅し」は社会的カテゴリーを必要としない。相手が何者であるのかに関わらず、また相手が何者であるのかを意識させる必要もなく、ただ「従わなければ攻撃する」とだけ宣言すればよいのだ。

また、「脅し」は合意や共通認識を（ほとんど）必要としない。権力行為はルール言説や社

会的カテゴリーから〈ルール〉を参照するための知識を必要としているが、「脅し」は従わなければ制裁を受ける（可能性がある）ということだけが理解されればよい。

このように、「脅し」と権力行為は、他者の行為に影響を与えようとする点では共通するものの、その仕組みはまったく異なっている⁷⁾。

にもかかわらず、「脅し」と権力行為があまり区別されることなく併用され、そのために複雑な問題が生じているのではないだろうか。

例えば、逸脱者が排除された時、その者を「赦す」ことによって〈ルール〉の影響下に戻そうとするのではなく、排除されたまま「脅し」によってコントロールしようとする、という方法が考えられる。すでに述べたとおり「脅し」は相手の社会的カテゴリーとは無関係に実行可能であるから、これもひとつの併用方法なのかもしれない。「口で言っても分からないやつは力で押さえつけるしかない」という発想はこれに近いだろう。これは〈ルール〉を「脅し」に置き換え、「脅し」によってルールを擬似的に守らせようとする方法と考えることもできる。

しかし、「脅し」は本質的な不確実性をもっている。相手が「リスク」や「コスト」を低く見積もれば、十分な効果を上げることはできない。そして、それだけではなく、もっと複雑な問題が生じる可能性もある。

この「脅し」は逸脱者だけに向けられるのではなく、〈ルール〉を参照し続けている人々にも向けられてしまうかもしれない。そうなれば〈ルール〉から「脅し」への置き換えが逸脱者のみに限定されることなく、〈ルール〉そのものが誰からも参照されなくなってゆく。規則は守るべきものではなく、ただ単に制裁を避けるべきものへと変化し、「見つからなければ良い」「捕まらなければ良い」という考え方がより一般的なものになってゆくかもしれないのだ。

このような問題が現実には起こっているのか、起こっているとすればどの程度なのか。私には確証はないが、十分に可能性があることだと思える。

この問題の難しさは、ネガティブサンクションに「赦し」と「脅し」の2つの意味があり得ることが十分に意識されていないことにも原因があるが、それ以上に「赦し」というものの現実的な困難さによるところが大きいのではないかと思う。

それでもなお、〈ルール〉を維持しようとするならばなんらかの「赦す」技術は不可欠だし、実際に行われてきたことでもある。それらの営みをもう一度よく検討することが、権力行為や〈ルール〉について考える上で重要なことではないだろうか。

6. まとめ

本論の議論を簡単に整理してみよう。

〈ルール〉は様々な方法によって乗り越えられ（あるいは参照されずに）逸脱行為が生じる可能性がある。これは避けようのないことだ。逸脱行為は〈反ルール〉の参照か排除のいずれかをもたらし、それによって〈ルール〉の拘束力は弱くなっていく。

そのため、〈ルール〉を維持しようと思えば様々な営みが必要であり、本論ではその中でも特に「赦し」に注目した。「赦し」とは排除された者を〈ルール〉と結びつけられた社会的カテゴリーに復帰させる営みであり、その成否が〈ルール〉の維持にとって大きな意味を持っていると思われる。

権力行為は、他者に対して直接何らかの行為を強制したり禁止したりする行為、もしくは自分自身に対して〈ルール〉を参照する行為であり、その意味では「ミクロ」の領域に属する問題である。しかし、その背景には〈ルール〉が参照可能でなくてはならないという社会的条件があり、さらにその〈ルール〉（の参照可能性）は様々な営みによって維持されなくてはならない。権力行為論は、このような一種のミクロマクロリンクを視野に入れた理論である。

権力行為についての考察は、未解決の論点をまだ数多く残しているが、今回でいったん中断させていただくことにする。

これは、本論の出発点である「権力行為」という概念を支える考え方が、まだ十分には明らかにできていないと考えたからである。「権力」という概念ではなく、「権力ーする」という概念を基礎にする、という考え方そのものが非常に特殊であり、そのような考え方の背後には社会学という学問分野の基礎に関わる非常に大きな問題が横たわっていると私は考えている。

今回までの「権力行為論」を執筆している間に、私はそのような問題について考察する準備がある程度できたのではないかと思えるようになった。そこで、今後しばらくの間は権力行為論についての考察を中断して、その前提となる「言語ゲーム」についての考察を試みたいと思う。

注

- 1) 本論は副題が示す通り「権力行為論」というひとまとまりの研究の一部であると私は位置づけている。そのため、すでに発表した論文(佐藤, 2009, 2012a, 2012b) は併せて読んでいただくようお願いしたい。
- 2) 本論では権力行為論におけるルールを<ルール>と表記する。<ルール>についての詳細は、(佐藤, 2012a) を参照されたい。「ルール言説」という概念についても同様である。
- 3) さらに参照可能性が低ければ、逸脱を定義しようとする活動が生じても、ただちに逸脱だという認識が共有されない可能性もある。こういった状況を視野に入れた理論が社会問題の構築主義だと言えるだろうが、本論では「参照可能性が十分に高い」状況に限定して議論を進めたい。
- 4) 正確には「<ルール>を参照されていない」と書くべきところである。つまり、誰からも<ルール>を参照されていないし、自分自身に対しても<ルール>を参照していない、という意味である。しかし、主要には自己参照の欠如によって逸脱が生じると考える方が自然であるので、自己参照を意識した表現である「参照してない」を採用した。
- 5) <ルール>と<反ルール>が同時に十分な参照可能性をもっていることは、通常はあまり考えにくい。慣習や道徳規範が大きく変化する時期に現れる一時的な現象か、もしくは対抗的な文化として特定の社会的カテゴリーと結び付けられている場合も考えられるだろうか。
- 6) <ルール>の適用除外は排除をしないという選択なので、排除と<反ルール>という2つの問題のうち、<反ルール>の方だけが問題になる。
- 7) 権力行為論では「脅し」を除外する形で権力行為を定義している(佐藤, 2009)が、他者の行為に影響を与えようとする点が共通していることに注目して、この両者を含む形で「権力行為」を定義するという選択肢も考えられなくはない。「脅し」は「権力」という言葉との親和性も高いので、そのほうが分かりやすいかもしれない。しかし、(本論ではこれ以上深く追求しないが)「脅し」の仕組みをより詳細に検討すれば、ポジティブサンクションによる誘導との区別がつけにくくなるのではないかと私は考えている。もちろん違いはあるとは思うが、その違いは権力行為と「脅し」との違いよりはかなり小さいと思うのだ。ただ、この点についてはまだ十分な考察ができていないので、今後の課題とさせていただきたい。

文献

宝月誠, 1990, 『逸脱論の研究』, 恒星社厚生閣

Merton, R.K., *Social Theory and Social Structure*, The Free Press, 1957 (= 森東吾ほか訳 『社会理論と社会構造』, 1961, みすず書房)

佐藤裕, 2009, 「権力と社会的カテゴリー—権力行為論(1)」, 富山大学人文学部紀要 50号

佐藤裕, 2012a, 「「ルール」の存在論—権力行為論(2)」, 富山大学人文学部紀要 56号

佐藤裕, 2012b, 「ルールの参照可能性—権力行為論(3)」, 富山大学人文学部紀要 57号